平成３０年（フ）第５６５号
京都市中京区聚楽廻西町188番地
債務者　大平　章夫
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２０１号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番７―303号
債務者　中西　令子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２４４号
兵庫県尼崎市潮江１丁目９番１―501号、前住所東京都江戸川区上篠崎４丁目28番７―201号　ガーデンヒルズ吉田
債務者　壽崎　瀬奈（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２４９号
兵庫県尼崎市御園２丁目５番14号
債務者　片山　祐子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２８２号
兵庫県西宮市神原14番44号　上向井住宅202号
債務者　坂口　香澄
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２７号
奈良市秋篠町1294番地の１　県住平城団地３―102号
債務者　高崎　弘美
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１４６号
奈良県桜井市大字戒重192番地の１　Ａ棟413号
債務者　河合　　武
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１４７号
奈良県桜井市大字戒重192番地の１　Ａ棟413号
債務者　河合日出子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第６６号
奈良県香芝市磯壁２丁目1119番地　オアシスＢ103号、前住所奈良県香芝市狐井168番地３和英ハイツ102号
債務者　広原　　彰
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第９３号
奈良県橿原市新賀町385番地　レオネクストみやこ385　110号
債務者　北村　光至
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１８１号
岡山県瀬戸内市長船町土師487番地１　ラフォーレⅠ―103
債務者　中通　浩二
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８５号
岡山市北区岡町６―７　ライオンズマンション医大東506、住民票上の住所岡山市南区福富西２丁目23番25―10号
債務者　柴田　裕介
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９３号
岡山市北区川入796番地106
債務者　大西　秀樹
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０２号
岡山市中区さくら住座２番１号　501号
債務者　今川　美保
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０４号
岡山市北区今７丁目14番８号　レオパレスエスペランセ101号
債務者　原田志保子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４７号
広島県三原市沼田東町釜山420番地１
債務者　藤本　良子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
広島地方裁判所尾道支部